

門真市子ども悩み相談サポートチーム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、いじめ、暴力行為、不登校その他生徒指導上の諸課題のある児童・生徒、保護者等に対する対応（以下「生徒指導等」という。）を行うため、門真市子ども悩み相談サポートチーム（以下「サポートチーム」という。）を教育委員会事務局教育部学校教育課に配置し、学校、児童・生徒、保護者等を支援することにより、その課題の解決を図ることを目的とする。

(サポートチームの職務の内容)

第2条 サポートチームは、教育委員会事務局教育部学校教育課長（以下「所属長」という。）の指揮監督のもと、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校、児童・生徒、保護者等からの面接又は電話による相談及び相談内容に応じた他の関係機関等への連絡又は紹介
- (2) 児童・生徒、保護者等へのケア及びサポート
- (3) ケース会議の実施及び学校等が実施するケース会議への参加
- (4) 学校に対する課題解決のための支援、助言等
- (5) 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）又は学校が実施する生徒指導等に関する研修等における講師
- (6) 前各号に掲げるもののほか、所属長が必要と認めたもの

(組織)

第3条 サポートチームは、次に掲げる者で組織する。

- (1) スクールソーシャルワーカー
- (2) カウンセラー
- (3) 弁護士
- (4) 医師
- (5) サポートチーム支援員

(スクールソーシャルワーカーの職務の内容)

第4条 スクールソーシャルワーカーは、第2条各号に掲げるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校と関係機関等とのコーディネート

- (2) 学校等が実施するケース会議等における福祉的視点からのアセスメント、スクリーニングシートのチェック及びプランニング
- (3) サポートチーム構成員、スクールカウンセラー等との連携
(資格要件)

第5条 スクールソーシャルワーカーは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を選考し、委嘱するものとする。

- (1) 社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する社会福祉士をいう。）の資格を有する者又はその資格に準ずると認められる者
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
 - (3) スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意及び識見を有する者
- 2 カウンセラーは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を選考し、委嘱するものとする。
- (1) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士若しくは公認心理師（公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師をいう。）の資格を有する者又はその資格に準ずる資格を有する者
 - (2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者
 - (3) カウンセラーとして職務を遂行するために必要な熱意及び識見を有する者
- 3 弁護士は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を選考し、委嘱するものとする。
- (1) 学校教育に関する専門的な知見を有する者
 - (2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者
 - (3) 弁護士として職務を遂行するために必要な熱意及び識見を有する者
- 4 医師は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を選考し、委嘱するものとする。
- (1) 研修医としての2年以上の臨床経験に加え、医療現場において2年以上の経験を有する者
 - (2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者
 - (3) 学校に対する精神医療的見地からの支援及び助言を行うために必要な熱意と識見を有する者

5 サポートチーム支援員は、門真市立小学校又は中学校の校長又は教員の経験を有し、学校教育に関して熱意と識見を有すると認められる者を選考し、任用するものとする。

(選考方法)

第6条 スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、弁護士及び医師は、次に掲げる方法により選考を行う。

(1) 履歴書の書類審査

(2) 面接

2 サポートチーム支援員は、次に掲げる方法により選考を行う。

(1) サポートチーム支援員応募用紙（別記様式）の書類審査

(2) 面接

(委嘱期間等)

第7条 スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、弁護士、医師及びサポートチーム支援員（以下「スクールソーシャルワーカー等」という。）の委嘱期間又は任用期間は、1年以内とする。

2 スクールソーシャルワーカー等の再度の委嘱又は任用は、妨げない。この場合において、前2条の規定は、再度の委嘱又は任用について準用する。

(解嘱等)

第8条 委員会は、スクールソーシャルワーカー等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱又は解職することができる。

(1) 勤務実績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに耐え難いとき。

(3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(4) サポートチームの構成員としてふさわしくない非行があったとき。

(身分)

第9条 サポートチーム支援員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用するパートタイム会計年度任用職員とする。

(服務)

第10条 スクールソーシャルワーカー等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所属長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。
- (2) 職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (3) 市の不名誉となる行為をしないこと。
- (4) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職務を退いた後も、同様とする。
- (5) 誠実かつ公正に勤務すること。

(報償金等)

第11条 スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、弁護士及び医師の報償金の額は、別に定める。

2 サポートチーム支援員の報酬、期末手当及び費用弁償の額は門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）の規定により定める。

(勤務日数等)

第12条 スクールソーシャルワーカー等の勤務日数、勤務時間等の勤務条件は、委員会が別に定める。

(退職等の申出)

第13条 スクールソーシャルワーカー等は、自己の都合によりその職を退こうとするときは、1月前までに、その旨を委員会に申し出なければならない。

(細目)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。